

弁護士 原島 有史

早稲田リーガルコモンズ法律事務所 harashima@legalcommons.jp 03-6261-2880

而 自己紹介

2019年08月06日 17時15分

タイムカードは「8時-17時」なのに過労死、本当は「月213時 間 | 残業 労災認定



弁護士 原島有史

【所属】 早稲田リーガルコモンズ法律事務所 青山学院大学法務研究科助教 LGBT支援法律家ネットワーク NPO法人EMA日本 理事 一般社団法人MFAJ 監事

(弁護士ドットコムニュース/2019年8月6日)

普段は、労働問題(ハラスメント、過労死、メンタル疾患等)、LGBTIQ(性的少数 者)支援、生活困窮者支援に関連する法務等を中心に取り扱っています。

2019年1月 電通ダイバーシティ・ラボが発表した全国60,000 人を対象としたインターネット調査結果

LGBT層に該当する人の割合は<u>8.9%</u> (2015年4月発表時は7.6%)



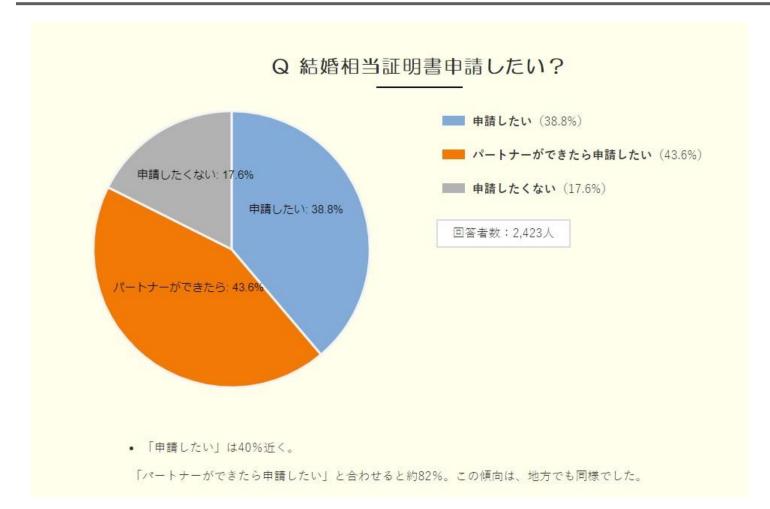
同性婚に関する世論調査

| 調査主体 | 公表時期 | 賛成 | 反対 |
|----------------------------------|-------------|--------|--------|
| 国立社会保障·人口問題研究所 (第15回出生動向基本調査) | 2015年11月29日 | 51. 1% | 41. 3% |
| 電通ダイバーシティ・ラボ (LGBT調査2018) | 2019年1月10日 | 78. 4% | 21. 6% |
| 国立社会保障·人口問題研究所 (第6回全国家庭動向調査) | 2019年9月13日 | 69. 5% | 30. 5% |
| 朝日新聞・東京大学谷口研究室(自民党支持層を対象とした調査) | 2020年5月28日 | 46% | 23% |

令和の日本では、同性婚の法制化に賛成する人が多数派!!



m パートナーシップ制度に対する意見



NHK「LGBT当事者アンケート調査」(2015年10月実施)

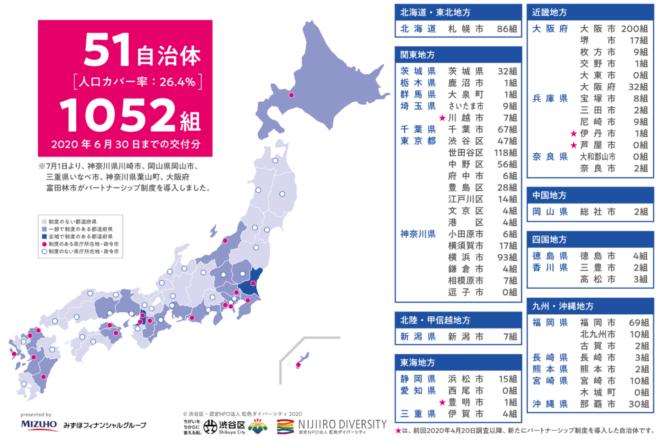
(http://www.nhk.or.jp/d-navi/link/lgbt/)



IIIII

自治体に広がるパートナーシップ制度

渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査



(c) 渋谷区・認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 2020

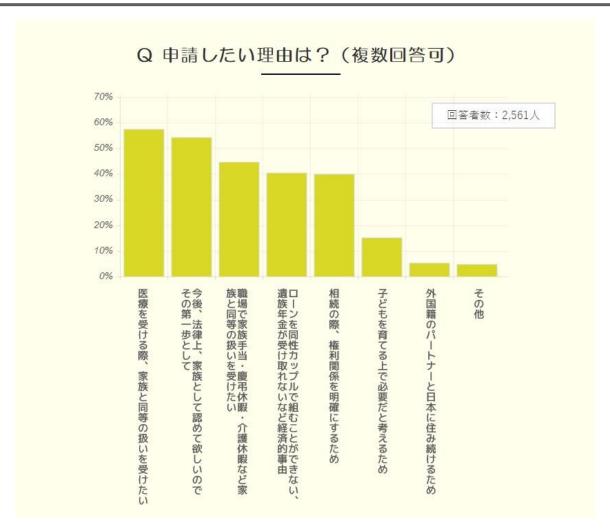
(https://nijiirodiversity.jp/partn er20200630/)

m パートナーシップ制度の比較

| | 渋谷区 | 世田谷区 | 港区 |
|------------|------------------------------------|---|---|
| 根拠 | 渋谷区男女平等及び 多様性を尊重する社 会を推進する条例 | 世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 | 港区男女平等参画条 例 |
| 開始 | 2015年10月28日開 始 | 2015年11月開始 | 2020年4月開始 |
| 必要書類 | ·戸籍謄本等 ·本人確認資料 ·合意契約公正証書 ·任意後見契約 | ・本人確認資料 ・年齢、住所、結婚し ていないことを確認 できる資料 | ・戸籍謄本等・住民票・本人確認資料・契約書(公正証書又は私文書認証) |
| 当事者の 関係 | 契約内容に従う | 特になし | 民法上の婚姻に近い 権利義務関係 |
| 法的効果 | 配慮の努力義務 勧告・公表制度 | なし | 推進の努力義務 指導・是正要請 |

IIIII

パートナーシップ制度に対する意見



NHK「LGBT当事者アンケート調査」(2015年10月実施) (http://www.nhk.or.jp/d-navi/link/lgbt/)



Ⅲ 契約の意義

民法

(契約の締結及び内容の自由)

第521条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。

2 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

(契約の成立と方式)

第522条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、**書面の作成その他の方** 式を具備することを要しない。

Ⅲ 公正証書作成の意義

【メリット】

- ✓ 本人が作成した文書であることについて強い推定が働く(形式的証明力)。
- ✓ 金銭債務について「強制執行認諾文言」があれば執行力を有する。
- ✓ 公証人が内容を吟味しているので、法的に有効であると信頼できる。
- ✓ 第三者に対する説得力が増す。

【デメリット】

- ✓ 費用がかかる。
- ✓ 手続に時間と手間がかかる。

公正証書で作成したからといって、法的効力に違いはない!!

㎜ 結婚に対する法的保障

「契約」による権利義務の設定(NPO法人EMA日本Webサイトで公開中)

婚姻契約書

(以下「甲」という。)及び_____(以下「乙」という。)は、双方の自由な意思決定に基づき、社会観念上の婦姻に相当する関係を築くことを目的として、本日、以下のとおり合意した。

第1条(相互の関係の確認及び誓約)

- 1 甲及び乙は、二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係にあることを、相互 に確認する。
- 2 甲及び乙は、互いに人生のパートナーとして、生涯にわたって助け合い、 支えあって生きていくことを相互に誓約する。

第2条 (婚姻等の禁止)

甲及び乙は、本契約の効力が存続する間は、他の者と婚姻し、又は本契約 と同等若しくは類似の契約を締結しないことを誓約する。

第3条 (同居、協力及び扶助の義務)

- 1 甲及び乙は、正当な理由がない限り、同居し、互いに協力し扶助することを約する。
- 2 甲又は乙の一方が居住用不動産について所有権、賃借権その他の使用権 限を有するときは、当該一方は、他方(以下「相手方」ともいう。)に対 し、当該居住用不動産に居住する権限を与える。
- 3 甲及び乙は、第1項の扶助にあたっては、相互に相手方の生活を自己の 生活と同一水準で維持するものとする。
- 4 甲及び乙は、互いに相手方以外の第三者と性的関係を持たないことを約 する。ただし、甲及び乙との間の信頼関係及び実質的共同生活関係が既 に破綻している場合はこの限りでない。

第4条(婚姻費用の分担)

1 甲及び乙は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、両者の共同 生活から生ずる費用(居住費、食費、水道光熱費、医療費、教育費、保 険料その他の生活上の費用をいい、以下「婚姻費用」という。)を分担す ることを約する。

- 2 前項の婚姻費用の分担は、本契約が解消されるまでの間とし、家庭裁判 所の公表する養育費・婚姻費用算定表の額を基準として協議の上で定め るものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本契約に違反し、かつ、甲及び乙の信頼関係 及び実質的共同生活関係の破綻につき帰責性のある当事者は、相手方に 対し、婚姻費用の分担金を請求することができない。

第5条(日常家事代理権の授与)

- 1 甲又は乙の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、 他方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。 ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りで かい。
- 2 甲及び乙は、相互に、相手方に対し、日常の家事に関する法律行為にかかる代理権を授与する。

第6条 (療養看護に関する委任等)

- 1 甲又は乙の一方が罹患し、医療機関において治療、療養、延命又は手術 (以下「治療等」という。)を受ける場合に備え、甲及び乙は、相互に、 相手方に対し、治療等の場面に立ち会い、本人と共に、又は本人に代わって、医師その他の医療関係者から、症状や治療等の方針・見通し等に 関する説明(カルテの開示を含む。)を受けることを委任する。
- 2 前項の場合に加え、標患した甲又は乙の一方は、その通院・入院・手術 時並びに意識不明時及び危篤時において、相手方に対し、入院時の付き 添い、而会謝絶時の而会、治療方針(延命の是非の判断を含む。)の決定 及び手術に同意することを委任する。この場合、相手方の決定は、本人 の最近親の親族(子・父母・兄弟姉妹その他本人の当該時点における最 も近い親等の親族を指す。)に優先するものであることを相互に確認する。
- 3 甲及び乙は、前二項の受任事務を全うするため、平常時において、自己 の治療等に関する希望、意向その他の意思を、あらかじめ相手方に説明 するとともに、治療等に関する相手方の意思を常に確認し、理解するよ う努める。

第7条(当事者間における財産の帰属)

1 甲又は乙の一方が本契約締結前から有する財産及び本契約の効力が存

2



㎜ 結婚に対する法的保障

| | 同性カップル | 事 実 婚 | 婚姻 | | | 同性カップル | 事 実 婚 | 婚姻 |
|-----------------------------------|--------|-------------|----|----------|-------------------------------|--------|-------------|--------|
| 章分野 | | | | 税制统 | 分野 | | | |
| 財産関係 | | | | | 所得税の配偶者控除・配偶者特別控除(所得税法) | × | ×X | 0 |
| 法定相続(民法) | × | × | 0 | | 相続税の配偶者控除(相続税法) | × | × | 0 |
| 相続財産分与(民法) | × | Δ | - | | 医療費控除のための医療費合算 (所得税法) | × | 0 | 0 |
| 借家権の承継(借地借家法) | × | 0 | 0 | | 差押禁止財産の範囲に配偶者を含む(国税徴収法) | × | 0 | 0 |
| 公営住宅への入居 (条例) | × | 0 | 0 | | 納税猶予(配偶者が病気・負傷の場合)(国税通則法) | × | 0 | 0 |
| 婚姻費用分担責任(民法) | × | o % | 0 | | 相続税の延納(親族の生計費への配慮)(相続税法) | × | 0 | 0 |
| 帰属不明財産の共有推定(民法) | × | o % | 0 | | 扶養控除(未認知の子、連れ子への適用(所得税法) | × | ×× | 0 |
| 離婚時の慰藉料請求(民法) | × | o % | 0 | | 離婚後の寡婦・寡夫控除(所得税法及び租税特別措置法) | × | ×X | 0 |
| 離婚時の財産分与請求(民法) | × | o % | 0 | 社会 | 呆障分野 | | | |
| 共有財産の清算請求(判例) | × | 0 | - | | 遺族年金(国民年金法、厚生年金保険法) | × | 0 | 0 |
| 関係の不当破棄による不法行為責任(民法) | × | 0 | 0 | | 公的年金の死亡一時金(国民年金法) | × | 0 | 0 |
| 生命侵害を受けた者の配偶者による第三者に対する損害賠償請求(民法) | × | 0 | 0 | | 離婚時の年金分割 | × | × | 0 |
| 身分関係 | | | | \vdash | 厚生年金の加給年金(厚生年金保険法) | × | 0 | 0 |
| 同居・協力・扶助義務(民法) | × | 0 | 0 | 労働2 | 分野 | | | |
| 日常家事の連帯責任(民法) | × | 0 | 0 | | 労災補償の遺族補償・遺族給付 (労災補償保険法) | × | 0 | 0 |
| 懐胎した子に係る夫の父性推定(民法) | × | Δ | 0 | | 配偶者の介護のための介護休業(育児・介護休業法) | × | 0 | 0 |
| 配偶者の日本への在留許可(判例) | × | o % | 0 | | 配偶者の連れ子のための育児休業(育児・介護休業法) | × | o % | 0 |
| 実子の共同親権(民法) | × | ∆₩ | 0 | | 配偶者の死亡退職に際する死亡退職金(国家公務員退職手当法) | × | 0 | 0 |
| 養子の共同親権(民法) | × | | 0 | | 扶養手当(一般職の職員の給与に関する法律) | | 0 | 0 |
| 配偶者の日本への帰化(国籍法) | × | | 0 | 医療 | · 分野 | | | |
| 「配偶者」在留資格による入国(出入国管理法) | × | | 0 | | 医療保険の被扶養者(健康保険法) | × | 0 | 0 |
| 分野 | | | | | (健康保険による) 埋葬料 | × | | 0 |
| DV法上の保護(DV防止法) | Δ | 0 | 0 | | 配偶者の治験への同意(厚労省令) | | 0 | 0 |
| 犯罪被害給付制度(遺族給付金)(犯罪被害者支援法) | × | 0 | 0 | | 配偶者のカルテの開示請求権(厚労省令) | | 0 | 0 |
| 受刑者への面会(刑事収容法) | × | 0 | 0 | | | | | T |
| 弁護人の選任(刑事訴訟法) | × | 0 | 0 | | | | | \top |

※相続、税制、家庭裁判所の利用などは法律改正が必要。

婚姻の平等とジェンダー指数

- 1 アイスランド
- 2 ノルウェー
- 3 スウェーデン
- 4 フィンランド
- 5 ニカラグア
- 6 ルワンダ
- 7 ニュージーランド
- 8 フィリピン
- 9 アイルランド
- 10 ナミビア
- 11 スロベニア
- 12 フランス
- 13 デンマーク
- 14 ドイツ
- 15 イギリス

m 婚姻の平等とジェンダー指数

| 1 | アイスランド | 2010年6月に同性婚法制化! |
|----|----------|-----------------------------|
| 2 | ノルウェー | 2009年1月に同性婚法制化! |
| 3 | スウェーデン | 2009年5月に同性婚法制化! |
| 4 | フィンランド | 2017年3月に同性婚法制化! |
| 5 | ニカラグア | Happy Wedding |
| 6 | ルワンダ | 20 |
| 7 | ニュージーランド | 2013年8月に同性婚法制化! |
| 8 | フィリピン | |
| 9 | アイルランド | 2015年11月に同性婚法制化! |
| 10 | ナミビア | |
| 11 | スロベニア | 2017年2月に同性パートナーシップ法制化! |
| 12 | フランス | 2013年5月に同性婚法制化! |
| 13 | デンマーク | 2012年6月に同性婚法制化! |
| 14 | ドイツ | 2017年10月に同性婚法制化! |
| 15 | イギリス | 2014年3月に同性婚法制化(北アイルランドを除く)! |

IIII

婚姻の平等とジェンダー指数

```
110
     日本
(省略)
139
     オマーン
140
   レバノン
   サウジアラビア
141
142
   イラン
143
     マリ
     コンゴ民主共和国
144
     チャド
145
146
     シリア
147
     イラク
     パキスタン
148
     イエメン
149
```

IIIII

婚姻の平等とジェンダー指数

| 110 (省略) | 日本 | |
|-------------|----------|---------|
| 139 | オマーン | 懲役15年以上 |
| 140 | レバノン | |
| 141 | サウジアラビア | ● 死刑 ● |
| 142 | イラン | ◎ 死刑 ◎ |
| 143 | マリ | |
| 144 | コンゴ民主共和国 | |
| 145 | チャド | |
| 146 | シリア | ♀ 死刑 ♀ |
| 147 | イラク | ◎ 死刑 ◎ |
| 148 | パキスタン | ◎ 死刑 ◎ |
| 149 | イエメン | ● 死刑 ● |

COMIONS

早稲田リーガルコモンズ法律事務所

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階

TEL: 03-6261-2880 FAX: 03-6261-2881

Web: http://legalcommons.jp/